

(重要) ダイナスティーホリデー旅行条件書

2009年2月改訂

(必ずお読み下さい。)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ダイナスティーホリデー（東京都中央区銀座3丁目8番13号 観光庁長官登録旅行業第574号）以下「当社」といいます。が企画・実施するものであり、このご旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができようように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、各種広告、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は当社の受託営業所にて（以下「当社」といいます。）当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし申込書と申込金を受領したときに成立したものといたします。
- (2) 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込書の提出と申込金の支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申し込みの場合は、本項(2)により申込書と申込金を当社が受理したときに成立いたします。
- (4) 申込金

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が30万円以上	ご旅行代金の20%
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円
旅行代金が15万円未満	20,000円

- ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。また、上表内の「旅行代金」とは、第7項のお支払い対象旅行代金をいいます。
- (5) お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得てお客様をウェディングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェディングの解除のお申し出があった場合」又は「結果として予約ができなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。
 - (6) 本項(5)の場合で、ウェディングコースの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4. お申し込み条件

- (1) 旅行にご参加頂くには有効な旅券（パスポート）が必要です。また、渡航先によっては有効期間の残存期間に制限があったり、査証（ビザ）を取得する必要があります。有効な旅券（パスポート）や査証の入手、残存有効期間の確認等はお客様ご自身でお願います。
- (2) お申し込みの際にお申し出頂くお名前には、有効な旅券（パスポート）に記載されている（予定の）ローマ字名を正確にご記入下さい。（航空会社によっては1文字違いでも予約が無効になる場合があります。）
- (3) 20才未満の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただくか、介助者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。また、ご参加の場合には特定旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方、及び特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、当社がお客様のために構じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。なおこの場合、医師の診断書を提出いただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、ご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (5) 当社は、本項(3)(4)(5)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(3)(4)はお申し込みの日から、(5)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (6) お客様が旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断又は加療が必要となる状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかわらず、一切の費用はお客様のご負担になります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。
- (11) この旅行は原則として日本国籍の方を対象として企画・実施しています。外国籍の方は渡航条件、旅行代金等が異なる場合があります。渡航条件等は各自及び訪問先の領事館へ、旅行代金はお申し込み先へお問い合わせ下さい。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書 等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までに お渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日までに お渡しします。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にある日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以前にある日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以前にある日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集型企画旅行代金に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①の「取消料」、第15項(1)の②の「」の「返却料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃（特定の等級を利用する場合はパンフレットに明示します。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（パンフレット等にて別途記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6) 手荷物運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方向によって異なります詳しくは係員におまね下さい。）
また、一部の空港・駅・港・ホテルではボーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。）
- (7) 団体行動中の心付け
- (8) 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について。）
 - (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - (3) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金など）
 - (4) お1人部屋を使用される場合の追加料金。
 - (5) ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金。
 - (6) 日本国内の空港施設使用料。
 - (7) 日本国内における自宅から随着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行の前後泊費用。
 - (8) 旅行日程中の空港税（日本国内通行税を含む）、燃料特別付加料等（ただし、空港税、燃料特別付加料等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。）

10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示したものを除きます。）
 - ① お1人部屋を使用される場合の追加代金。
 - ② 「食事なしプラン」等を基準とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - ③ パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - ④ パンフレット等で当社が「C・Eクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。
 - ⑤ その他パンフレット等で「○○○追加代金」と称するもの（ダレクトブックアップ追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。
- (2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
 - ① パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため必要と認めるときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にある日より前にお客様に通知いたします。
 - (2) 当社は本項(1)の定める運賃運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
 - (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後当社に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交待

お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入した書面を当社に提出していただきます。この際、交待に要する手数料として1万円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、交待をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除、払い戻し

- (1) 旅行開始前
 - ① お客様の解除権
お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
契約解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします。
a: 「特定日」(4/27-5/6、7/20-8/31、12/20-1/7)に旅行を開始する旅行。
b: 「特定日以外」に旅行を開始する旅行。

契約解除の日	a 特定日に旅行を開始する旅行	b 特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日以前にある日以降～31日以前にある日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以前にある日以降～3日以前にある日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前日及び旅行開始日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無断離席不参加	旅行代金の100%	

- (2) お客様は次の各一に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - a: 第12項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるその他の重要なものである場合に限り。
 - b: 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるお客様が極めて大きいとき。
 - d: 当社がお客様に対し、第8項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e: 当社の責任に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (3) 当社は本項(1)の①の「ア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①の「イ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しをいたします。
- (4) 当社の解除権
 - a: お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①の「ア」に規定する取消料と同額の送却料をお支払いいただきます。

- イ、次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- ア：お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかにあったとき。
 - ハ：お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - ニ：お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - ホ：お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日以内、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日以内、旅行中止のご通知をいたします。
 - ヘ：スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ヘ：天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社と関与し得ない事由が生じた場合においてパンフレットに記載した旅行日程に就いた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ヘ：旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めた時。
- ウ、当社は本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約金を差し引いて払い戻しいたします。また本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

2) 旅行開始後の解除

①、お客様の解除払い戻し

- ア、お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ、旅行開始後であっても、お客様の責任に帰せざる事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

②、当社の解除・払い戻し

- ア、旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- ア：お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- ハ：お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等による当社の指示への違反、これらの者または他の旅行者に対する暴行または脅迫等により、両者または他の旅行者を苦しめ、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
- ニ：天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社と関与し得ない事由が生じた場合において旅行の継続が不可能となったとき。

イ、解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の②のイ」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、本項「(1)の①のイ」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除するときを除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目でも既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ、本項「(2)の②のイ、c」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に帰るための必要な手配をいたします。

エ、当社が本項「(2)の②のイ」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しについてはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、払い戻すべき額を通知します。
- (2) 本項「(1)の規定は、第19項（当社の責任）又は第21項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了の間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことにより行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行には添乗員が、添乗員が同行しない旅行には旅行先における現地係員が添乗員を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行には、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

19. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）の故意

又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

- (2) お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病、食中毒、運送機関の遅延、路線変更など、当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合におきましては、当社が原則として本項「(1)の責任を負いません。
- (3) 手荷物について生じた損害（1）の損害につきましては、本項「(1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限る。賠償いたします。ただし、賠償額の如何にかかわらず当社が賠償額は1人あたり最高15万円までといたします。

20. 特別補償

- (1) 当社は前項「(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失、運送、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、ハングライダー、乗車、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項「(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が本項「(1)」に基づく補償金支払義務と前項により損害補償義務を重むる場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は募集型企画旅行契約を締結するに際しては当社が提供する情報により旅行者の権利、義務、旅行の内容を理解するよう務めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する主催旅行（以下「当社主催のオプションツアー」といいます。）の第20項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社主催のオプションツアーは、パンフレット等で「主催者：当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの主催者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害補償金を支払いません。また、当該オプションツアーの履行に係る主催者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが履行される現地法人及び当該主催者の定めに従います。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①②③④で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更により当社に第19項「(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- (2) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- ア、旅行日程に支障をもたらす天候、天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置。

- ②、第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③、募集型企画旅行に参加した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項「(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これを相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

別表第2 変更補償金（標準旅行業約款第29条第1項関係）

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は遊覧施設（レストランを含む。）その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内での旅行開始地又は旅行終了地たる空港の異なる使用の変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における運送の乗継便又は経由地の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合は、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日の翌日以後に旅行者に通知した場合をいいます。

注2：確定補償金が交付された場合には、「契約書面」とは、「確定書面」と読み替えた上で、これを適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき、併して取り扱います。

注3：第3号は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき、併して取り扱います。

注4：第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更する場合には適用しません。

注5：第4号又は第7号又は第8号又は第9号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中複数乗車した場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6：第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。

24. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者は団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物損失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご要望をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 子供代金は、旅行開始日当日を基準に満2才以上、12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2才未満で航空席を使用しない方に適用します。
- (5) 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」とパンフレット等に明示した場合は、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし」又は所定の追加料金で参加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は、「東京発から東京着まで」となります。

27. 個人情報について

当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただいたお客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）について、お客様の間の連絡、お申し込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

28. 渡航先の危険情報・保健衛生について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省より危険情報などの安全関係の海外渡航危険情報が出ている場合があります。お申し込みの際に販売店にご確認ください。海外渡航危険情報は、外務省海外安全相談センターでもご確認いただけます。
 (URL: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
 (TEL: 03-3580-3311) (FAXサービス: 0570-023300)
 渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「海外渡航者のための感染症情報」ホームページでご確認ください。
 (URL: <http://www.forth.go.jp/>)
 ※電話番号、メールアドレス等は2009年1月現在。

29. 管轄裁判所

本契約により生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専断管轄裁判所とします。